

介護報酬の算定構造のイメージ (案)

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまで行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護給付の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでなく、見直しの可能性があり得るものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

ニ (削除)

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注									
訪問介護又は共生型訪問介護費	(1) 20分未満 (163単位) (2) 20分以上30分未満 (244単位) (3) 30分以上1時間未満 (387単位) (4) 1時間以上 (567単位に30分を増すごとに +82単位)	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算								
イ 身体介護	(1) 20分未満 (163単位) (2) 20分以上30分未満 (244単位) (3) 30分以上1時間未満 (387単位) (4) 1時間以上 (567単位に30分を増すごとに +82単位)													所要時間が20分から経過して25分を越すごとに+12単位(182単位を限度)	×200/100 夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100 特定事業所加算(IV) +3/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×80/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位) (2) 45分以上 (220単位)																				
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 97単位)																				
ニ 初回加算	(1月につき +200単位)																				
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位) (2) 生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)																				
ヘ 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))																				
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)																				
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×137/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×100/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×55/1000)																				
ツ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×63/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×42/1000)																				
テ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)																				

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
 ※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	高齢者定額外、要介護状態に達し措置未実施減算	要介護状態に達し措置未実施減算	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×95/100	特別地域訪問入浴介護加算 +15/100	中山間地域等小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100
ロ 初回加算	(1回につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)								
ニ 要介護連携体制加算	(死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)								
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
ホ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			

「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 要介護状態に達し措置未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年6月31日算定開始。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
- 〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合 夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	増数を訪問加算(Ⅰ) 増数を訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
	(2) 30分未満 (470単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)													
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100		30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
	(2) 30分未満 (398単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)													
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100									1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位		-97単位	
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +650単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)												
チ サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)												

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	1回につき -50単位
	介護老人保健施設の場合							イ 1月につき +180単位	イ 1月につき +450単位	
	介護医療院の場合							ロ 1月につき +213単位	ロ 1月につき +483単位	
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)							
(1回につき +3単位)			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)							

：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	特別地域居宅療養管理指導加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅病医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)		+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に必要な薬学的管理指導を行った場合	+100単位	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)			
(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位)					
(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)					
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位)		+15/100	+10/100	+5/100
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

基本部分	利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員が不足している場合	介護職員が不足している場合	2時間以上5時間未満の通所介護を行う場合	感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合	8時間以上9時間未満の通所介護を行う場合	共生型通所介護を行う場合	生活相談員配置等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助加算(Ⅱ)	中重度者ケア体制加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	個別機能別加算(Ⅰ)イ	個別機能別加算(Ⅰ)ロ	個別機能別加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	科学的介護推進加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合																																																																																																																																																													
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	第1号 (270 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																																																																																																																												
		第2号 (270 単位)																																																																																																																																																																																									
		(2) 4時間以上5時間未満																														第1号 (360 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																																																																																													
																																第2号 (360 単位)																																																																																																																																																											
																																(3) 5時間以上6時間未満																															第1号 (450 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																																																														
																																																															第2号 (450 単位)																																																																																																																												
																																																															(4) 6時間以上7時間未満																															第1号 (540 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																															
																																																																																														第2号 (540 単位)																																																																																													
																																																																																														(5) 7時間以上8時間未満																															第1号 (630 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																
																																																																																																																													第2号 (630 単位)																																																														
																																																																																																																													(6) 8時間以上9時間未満																															第1号 (720 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	
																																																																																																																																																												第2号 (720 単位)																															
	(1) 3時間以上4時間未満		第1号 (270 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																																																																																													×70/100																															×70/100
			第2号 (270 単位)																																																																																																																																																																																								
		(2) 4時間以上5時間未満	第1号 (360 単位)																														×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																																																																																													
			第2号 (360 単位)																																																																																																																																																																																								
			(3) 5時間以上6時間未満																													第1号 (450 単位)																																×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																																																														
																																第2号 (450 単位)																																																																																																																																																											
																																(4) 6時間以上7時間未満																															第1号 (540 単位)																																×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																															
																																																															第2号 (540 単位)																																																																																																																												
																																																															(5) 7時間以上8時間未満																															第1号 (630 単位)																																×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																
																																																																																														第2号 (630 単位)																																																																																													
																																																																																														(6) 8時間以上9時間未満																															第1号 (720 単位)																																×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	
																																																																																																																													第2号 (720 単位)																																																														
(1) 3時間以上4時間未満	第1号 (245 単位)			×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																																																														×70/100																															×70/100																															
	第2号 (245 単位)																																																																																																																																																																																										
	(2) 4時間以上5時間未満	第1号 (315 単位)																															×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																																																																																													
		第2号 (315 単位)																																																																																																																																																																																									
		(3) 5時間以上6時間未満	第1号 (385 単位)																																																													×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																																																														
			第2号 (385 単位)																																																																																																																																																																																								
			(4) 6時間以上7時間未満																													第1号 (455 単位)																																																															×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																															
																																第2号 (455 単位)																																																																																																																																																											
																																(5) 7時間以上8時間未満																															第1号 (525 単位)																																																															×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																
																																																															第2号 (525 単位)																																																																																																																												
																																																															(6) 8時間以上9時間未満																															第1号 (595 単位)																																																															×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	
																																																																																														第2号 (595 単位)																																																																																													

注：感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外算定項目
 ※ 以下は「を」算定する場合は、支給限度管理の対象外算定項目、イの算定数を入力
 ※ 実効的処遇改善加算については、実効的処遇改善加算の算定に当たっては、算定月の1日以前に算定された算定数を入力する。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和3年5月1日の算定数を入力。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (705 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要介護2 (756 単位)										
		要介護3 (806 単位)										
		要介護4 (854 単位)										
		要介護5 (908 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (732 単位)									
		要介護2 (786 単位)										
		要介護3 (839 単位)										
		要介護4 (891 単位)										
		要介護5 (946 単位)										
	c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (774 単位)										
	要介護2 (822 単位)											
	要介護3 (873 単位)											
	要介護4 (929 単位)											
要介護5 (982 単位)												
d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護1 (613 単位)											
要介護2 (664 単位)												
要介護3 (716 単位)												
要介護4 (769 単位)												
要介護5 (824 単位)												
e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護2 (801 単位)											
要介護3 (854 単位)												
要介護4 (908 単位)												
要介護5 (969 単位)												
f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (831 単位)											
要介護2 (889 単位)												
要介護3 (944 単位)												
要介護4 (992 単位)												
要介護5 (1,045 単位)												
(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	看護・介護 <3:1>	要介護1 (734 単位)										
a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護2 (779 単位)											
要介護3 (829 単位)												
要介護4 (876 単位)												
要介護5 (927 単位)												
b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (616 単位)											
要介護2 (667 単位)												
要介護3 (719 単位)												
要介護4 (772 単位)												
要介護5 (827 単位)												
(2) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニツト型個室>	要介護1 (864 単位)	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
	要介護2 (918 単位)											
	要介護3 (970 単位)											
	要介護4 (1,022 単位)											
	要介護5 (1,076 単位)											
	(二) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニツト型個室>	要介護1 (894 単位)										
	要介護2 (948 単位)											
	要介護3 (1,000 単位)											
	要介護4 (1,052 単位)											
	要介護5 (1,106 単位)											
	(三) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニツト型個室>	要介護1 (936 単位)										
	要介護2 (990 単位)											
	要介護3 (1,042 単位)											
	要介護4 (1,094 単位)											
要介護5 (1,148 単位)												
(四) 経過的ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニツト型個室の多床室>	要介護1 (835 単位)											
要介護2 (887 単位)												
要介護3 (937 単位)												
要介護4 (988 単位)												
要介護5 (1,038 単位)												
(五) 経過的ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニツト型個室の多床室>	要介護1 (864 単位)											
要介護2 (918 単位)												
要介護3 (970 単位)												
要介護4 (1,022 単位)												
要介護5 (1,076 単位)												
(六) 経過的ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニツト型個室の多床室>	要介護1 (894 単位)											
要介護2 (948 単位)												
要介護3 (1,000 単位)												
要介護4 (1,052 単位)												
要介護5 (1,106 単位)												
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (654 単位)											
(二) 4時間以上6時間未満 (948 単位)												
(三) 6時間以上8時間未満 (1,316 単位)												
(4) 日付連乗強化加算	(1日につき 20単位を加算(1日につき1回を限度))											
(5) 療養員加算	(1日につき 8単位を加算(1日につき3回を限度))											
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)											
(7) 特定診療費												
(8) 非常性の上乗率体制加算	(一) 非常性の上乗率体制加算 (I) (1月につき 100単位を加算) (二) 非常性の上乗率体制加算 (II) (1月につき 120単位を加算)											
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)											
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき 十所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき 十所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき 十所定単位×10/1000)	注 所定単位は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計										
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき 十所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき 十所定単位×11/1000)	注 所定単位は、(1)から(2)までにより算定した単位数の合計										
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 十所定単位×5/1000)	注 所定単位は、(1)から(2)までにより算定した単位数の合計										

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注：身体拘束禁止等要配慮措置については令和7年4月1日から運用する。
注：療養所給付率を改善調整については、給付率の手引き及び手続の取組のための指針の整備及び作業要領に関する資料の計画的な編纂を行っている場合には、令和7年3月31日までの経過措置がない。
注：介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月21日まで算定可能。

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算	注 事業計画と一体的な 利用支費一括計算 ならざる等の計画 策定の人員に不足 介護支援費算定率	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集 中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1-2 (1,086単位)	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×60/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
		要介護3-4-5 (1,411単位)								
		要介護1-2 (544単位)								
		要介護3-4-5 (704単位)								
		要介護1-2 (326単位)								
		要介護3-4-5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1-2 (1,086単位)								
		要介護3-4-5 (1,411単位)								
		要介護1-2 (527単位)								
		要介護3-4-5 (683単位)								
		要介護1-2 (316単位)								
		要介護3-4-5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)										
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +519単位)								
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +421単位)								
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)										
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +250単位)								
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)								
ト 退院時情報連携加算 (1月につき +50単位)										
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)										
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	(+400単位)								

※ 居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※ 居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び(指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 給料受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
1. 退所予定者指導加算(※2)	(1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 退所後の居宅も満たさない場合は、算定しない。	
2. 再入所時栄養指導加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
3. 退所時指導等加算(※2)	(一) 退所時指導加算	ア 退所前訪問指導加算(入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		イ 退所後訪問指導加算(退所後1回を限度に、460単位を算定)	注 退所後の主治医に対して診療情報(必要の検査・検査結果)を提供した場合
		ウ 退所時指導加算(400単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況・生活指導を提供した場合
		エ 退所時情報提供加算(500単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況・生活指導を提供した場合
		オ 退所前通達加算(500単位)	注 指定介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
(二) 訪問看護指導加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
4. 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を整備し、緊急時に入院を受け入れる体制を確立している協力医療機関と連携している場合(1日につき 50単位を加算) (2) 1日以上の協力医療機関と連携している場合(1日につき 5単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間+100単位を算定	
5. 看護で対応が困難化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
6. 経口移行加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
7. 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)も算定していない場合は、算定しない。
8. 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的指導及び指導を行った場合
	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月につき 110単位を加算)	
9. 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
10. 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
11. 特別診療費(※2)			
12. 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理	(1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	イ 特定治療		
13. 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
14. 認知症チームケア連携加算	(一) 認知症チームケア連携加算(Ⅰ)	(1日につき 120単位を加算)	
	(二) 認知症チームケア連携加算(Ⅱ)	(1日につき 120単位を加算)	
	(三) 認知症チームケア連携加算(Ⅲ)	(1日につき 120単位を加算)	
15. 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日限り 1日につき200単位を加算)		
16. 重症認知症医療連携加算	(一) 重症認知症医療連携加算(Ⅰ)	要介護1-2 (1日につき140単位を加算) 要介護3-4-5 (1日につき40単位を加算)	
	(二) 重症認知症医療連携加算(Ⅱ)	要介護1-2 (1日につき200単位を加算) 要介護3-4-5 (1日につき100単位を加算)	
17. 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)	
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき 15単位を加算)	
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)	
18. 相互支援促進加算(※2)	(1月につき 280単位を加算)		
19. 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 60単位を加算)	
20. 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
21. 高齢者施設等施設訪問加算	ア) 高齢者施設等施設訪問加算(Ⅰ)	(1日につき 10単位を加算)	
	イ) 高齢者施設等施設訪問加算(Ⅱ)	(1日につき 5単位を加算)	
22. 新居誘致促進加算	(1月に1回、連続する25日を限度として、240単位を算定)		
23. 年寄性向上推進体制加算	(一) 年寄性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1日につき 100単位を加算)	
	(二) 年寄性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1日につき 10単位を加算)	
24. サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
25. 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×10/1000)	
26. 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×11/1000)	
27. 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×5/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	

※ 夜間勤務条件適用を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ ハ及びイを適用する場合には、(※2)を適用しない。
 ※ 業務執行計画を策定期間については、認知症の予防及び認知症の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

ニ (削除)

- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務取扱計画未 策定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)								
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×11/100)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			

： 「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務取扱計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
- 〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +377単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
	(2) 30分未満 (450単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (792単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (282単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100 (255単位)											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +377単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
	(2) 30分未満 (381単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (552単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)											
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)												
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)												
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)											

※ 「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に依る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合
	介護老人保健施設の場合						
	介護療養院の場合						
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)						

※ 「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注 特別地域介護予防 居宅療養管理指導 加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算			
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (514単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている住宅の 利用者又は居住高齢投入居者等に対し て、当該薬剤の使用に関する必要な薬学 的管理指導を行った場合 +100単位	+15/100	+10/100	+5/100			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)							
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合 管理科又は特定施 設入居時医学総合 管理科を算定す る場合)	(一) 単一建物居住者41人に対して行う 場合 (298単位)							
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (286単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)							
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)								
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)								
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 高齢又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (565単位)							
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (416単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)							
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (517単位)							
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (378単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)							
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)									
ニ 管理栄養士 が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (544単位)					+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)							
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (524単位)							
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (466単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)							
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)								
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)								

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注			
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合		
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	+240単位	-376単位	-20単位	
		要支援2						(2,053単位)	-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1						(2,053単位)	-376単位	-20単位
		要支援2						(3,999単位)	-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1						(2,053単位)	-376単位	-20単位
		要支援2						(3,999単位)	-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算		(1月につき 225単位を加算)								
ハ 栄養アセスメント加算		(1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算		(1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		(1月につき 150単位を加算)							
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		(1月につき 160単位を加算)							
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
	栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)								
(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		(1月につき 700単位を加算)							
チ 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)								
リ 科学的介護推進体制加算		(1月につき 40単位を加算)								
ス サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 88単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	(1月につき 72単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	(1月につき 24単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)							
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×47/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×34/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×19/1000)								
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)								
フ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×10/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計							

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
(1) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(一) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(I)	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 (530 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	常勤のユニ リーダーをユ ニト毎に配置 していない等ユ ニトケアにお ける体制が未 整備である 場合	廊下幅が設 備基準を満 たさない場 合	食堂を有し ない場合	認知症行動 心理症状急 急対応加 算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対 して送迎を 行う場合
		b 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉	要支援2 (666 単位)										
		c 診療所介護予防短期 入所療養介護費(iii) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉	要支援1 (549 単位)										
		d 診療所介護予防短期 入所療養介護費(iv) 〈多床室〉	要支援1 (589 単位)										
		e 診療所介護予防短期 入所療養介護費(v) 〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉	要支援2 (747 単位)										
		f 診療所介護予防短期 入所療養介護費(vi) 〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉	要支援1 (612 単位)										
	(二) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(II)	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 (421 単位)										
		b 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援2 (588 単位)										
	(2) ユニ ット型診 療所介護 予防短期 入所療 養介護費 (1日につき)	(一) ユニ ット型診 療所介護 予防短期 入所療 養介護費 (I) 〈ユニ ット型 個室〉	要支援1 (616 単位)										
		(二) ユニ ット型診 療所介護 予防短期 入所療 養介護費 (II) 〈療 養機 能強 化型 A〉 〈ユ ニ ッ ト 型 個 室〉	要支援1 (643 単位)										
		(三) ユニ ット型診 療所介護 予防短期 入所療 養介護費 (III) 〈療 養機 能強 化型 B〉 〈ユ ニ ッ ト 型 個 室〉	要支援2 (804 単位)										
		(四) 経 過的ユ ニ ッ ト 型 診 療 所 介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護 費 (I) 〈ユ ニ ッ ト 型 個 室 の 多 床 室〉	要支援1 (634 単位)										
		(五) 経 過的ユ ニ ッ ト 型 診 療 所 介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護 費 (II) 〈療 養機 能強 化型 A〉 〈ユ ニ ッ ト 型 個 室 の 多 床 室〉	要支援2 (793 単位)										
		(六) 経 過的ユ ニ ッ ト 型 診 療 所 介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護 費 (III) 〈療 養機 能強 化型 B〉 〈ユ ニ ッ ト 型 個 室 の 多 床 室〉	要支援1 (634 単位)										
(3) 日 程 連 続 強 化 加 算 (1回につき +50単位(1月1回を限度))													
(4) 療 養 食 加 算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
(5) 認 知 症 専 門 ケ ア 加 算	(一) 認 知 症 専 門 ケ ア 加 算(I) (1日につき 3単位を加算)												
	(二) 認 知 症 専 門 ケ ア 加 算(II) (1日につき 4単位を加算)												
(6) 特 定 診 療 費													
(7) 生 産 性 向 上 推 進 体 制 加 算	(一) 生 産 性 向 上 推 進 体 制 加 算(I) (1月につき 100単位を加算)												
	(二) 生 産 性 向 上 推 進 体 制 加 算(II) (1月につき 10単位を加算)												
(8) サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算	(一) サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算(I) (1日につき 22単位を加算)												
	(二) サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算(II) (1日につき 18単位を加算)												
	(三) サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算(III) (1日につき 6単位を加算)												
(9) 介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算	(一) 介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)												
	(二) 介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)												
	(三) 介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)												
(10) 介 護 職 員 等 特 定 処 遇 改 善 加 算	(一) 介 護 職 員 等 特 定 処 遇 改 善 加 算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)												
	(二) 介 護 職 員 等 特 定 処 遇 改 善 加 算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)												
(11) 介 護 職 員 等 ベ ー ス ア ッ プ 等 支 援 加 算 (1月につき +所定単位×5/1000)													

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100	+15/100	+10/100	+5/100
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)						
ハ 委託連携加算 (+300単位)						
イ(1)を算定する場合のみ算定						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,445 単位)	-1/100	-1/100	×98/100	-62単位							
		要介護2 (3,720 単位)											-111単位
		要介護3 (16,140 単位)											-184単位
		要介護4 (20,417 単位)											-233単位
		要介護5 (24,692 単位)											-281単位
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (7,845 単位)											-91単位
		要介護2 (12,411 単位)											-141単位
		要介護3 (18,942 単位)											-216単位
		要介護4 (23,358 単位)											-266単位
		要介護5 (28,298 単位)											-322単位
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,445 単位)	-1/100	-1/100		-62単位								
	要介護2 (3,720 単位)												-111単位
	要介護3 (16,140 単位)												-184単位
	要介護4 (20,417 単位)												-233単位
	要介護5 (24,692 単位)												-281単位
基本夜間訪問サービス費 (1月につき 989単位)													
定期巡回サービス費 (1月につき 372単位)													
随時訪問サービス費(Ⅰ) (1月につき 567単位)													
随時訪問サービス費(Ⅱ) (1月につき 764単位)													
三 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1月につき +30単位)													
四 随時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1月につき +600単位)													
五 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)													
六 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算)													
七 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)													
八 生活機能向上連携加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)													
九 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)													
十 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)													
十一 認知症専門ケア加算													
十二 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)													
十三 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)													
十四 認知症専門ケア加算(Ⅲ) (1月につき +30単位)													
十五 認知症専門ケア加算(Ⅳ) (1月につき +30単位)													
十二 認知症専門ケア加算(Ⅴ) (1月につき +30単位)													
十三 認知症専門ケア加算(Ⅵ) (1月につき +30単位)													
リ 口腔連携強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1月につき +50単位(1日に1回を限度))													
十六 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位)													
十七 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位)													
十八 サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)													
十九 サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1月につき +220単位)													
二十 サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (1月につき +180単位)													
二十一 サービス提供体制強化加算(Ⅵ) (1月につき +60単位)													
二十二 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)													
二十三 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)													
二十四 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)													
二十五 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)													
二十六 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)													
二十七 介護職員等ベースアップ等 支援加算 (1月につき +所定単位×24/1000)													

「特別地域密着型巡回・随時対応型訪問介護看護加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「緊急時訪問看護加算」「特別管理加算」「ターミナルケア加算」「総合マネジメント体制強化加算」「サービス提供体制強化加算」「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額算定の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)については、令和5年度より1日単位で算定可能

【脚注】
 ○ 単位数
 ○ 算定単位数
 ○ 算定単位数×100/1000
 ○ 算定単位数×55/1000
 ○ 算定単位数×63/1000
 ○ 算定単位数×42/1000
 ○ 算定単位数×24/1000
 ○ 算定単位数×137/1000
 ○ 算定単位数×100/1000

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)							
	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)							
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)		
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)	
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)		
		(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)			
	ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)		
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)						
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)						
ヘ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)				
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計						
: 「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、 「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入								
※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。								

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			空室率が低 く算入 される場合	従業者の員 数が基準に 満たない場合	居住者平均 居住率算入 率算入	居住者平均 居住率算入 率算入	居住者平均 居住率算入 率算入	減少サービス に対する減算	特別地域小規 模多機能型居 宅介護加算	中山間地域等 における小規 模多機能型居 宅介護加算	中山間地域等 における小規 模多機能型居 宅介護加算
イ 小規模多機能型居宅 介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者 に対して行う場合	要介護1 (104/100 単位)	×70/100	×70/100	=1/100	=1/100	=1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要介護2 (153/100 単位)									
		要介護3 (202/100 単位)									
		要介護4 (251/100 単位)									
		要介護5 (300/100 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 (84/100 単位)									
		要介護2 (133/100 単位)									
		要介護3 (182/100 単位)									
		要介護4 (231/100 単位)									
		要介護5 (280/100 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (37/100 単位)										
	要介護2 (46/100 単位)										
	要介護3 (55/100 単位)										
	要介護4 (64/100 単位)										
	要介護5 (73/100 単位)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 認知加算 (イを算定する場合のみ算定)											
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間に限度))											
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)											
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)											
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)											
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)											
ル 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)											
ミ 生活機能向上連携加算											
ム 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
モ 科学的介護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)											
ム 生活機能向上連携体制加算											
モ サービス提供体制強化加算											
メ 介護職員処遇改善加算											
メ 介護職員等特定処遇改善加算											
メ 介護職員等ベースアップ等 支援加算											

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 ※ 居住者平均・空室率算入率については、算定率を算定する場合は、令和7年3月31日までの期間とする
 ※ 看護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年3月31日まで算入可能

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注			
			改訂を行う職員の勤務条件を基準を満たさない場合	利用者の数(利用者数)が利用定員を超える場合	介護従事者の員数が定員に満たない場合	身体拘束薬の使用回数	認知症患者の行動不安定状態	認知症患者の行動不安定状態	35ユニットで稼働を行う職員の員数を2人以上とする場合	看護支援体制加算(Ⅰ)	看護支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動の重症化状態対応加算	非常態認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (2.55 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	35ユニットで稼働を行う職員の員数を2人以上とする場合	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位
		要介護2 (2.01 単位)											
		要介護3 (1.47 単位)											
		要介護4 (0.93 単位)											
		要介護5 (0.39 単位)											
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (2.55 単位)											
		要介護2 (2.01 単位)											
		要介護3 (1.47 単位)											
		要介護4 (0.93 単位)											
		要介護5 (0.39 単位)											
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (2.55 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	35ユニットで稼働を行う職員の員数を2人以上とする場合	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位
		要介護2 (2.01 単位)											
		要介護3 (1.47 単位)											
		要介護4 (0.93 単位)											
		要介護5 (0.39 単位)											
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (2.55 単位)											
		要介護2 (2.01 単位)											
		要介護3 (1.47 単位)											
		要介護4 (0.93 単位)											
		要介護5 (0.39 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
注 看取り介護加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を算定) (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を算定) (3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を算定) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を算定)										
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を算定)										
ニ 認知症対応型共同生活介護費(イを算定する場合のみ算定)			① 認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定している場合 (1日につき 100単位を算定) ② 上記以外の認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定している場合 (1日につき 40単位を算定)										
三 医療連携体制加算			(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を算定) (2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 22単位を算定) (3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 22単位を算定) (4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 22単位を算定)										
四 認知症対応型共同生活介護費(イを算定する場合のみ算定)			(200単位を算定)										
五 看護支援体制加算(イを算定する場合のみ算定)			(400単位を算定(利用者1人につき1回を限度))										
六 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を算定) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を算定)										
七 認知症チームケア推進加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1日につき 120単位を算定) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1日につき 120単位を算定)										
八 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を算定) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を算定)										
九 栄養管理体制加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を算定)										
十 口腔衛生管理加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を算定)										
十一 認知症対応型共同生活介護費(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を算定(6月に1回を限度))										
十二 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を算定)										
十三 高齢者施設連携推進加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 高齢者施設連携推進加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を算定) (2) 高齢者施設連携推進加算(Ⅱ) (1日につき 5単位を算定)										
十四 高齢者施設連携推進加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 50単位を算定)										
十五 生活機能向上連携体制加算			(1) 生活機能向上連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を算定) (2) 生活機能向上連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を算定)										
十六 サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を算定) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を算定) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を算定)										
十七 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×111/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×81/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×45/1000)										
十八 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×31/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×23/1000)										
十九 介護職員等ベースアップ等実費加算			(1月につき +所定単位数×23/1000)										
<p>※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給標準額に含まれる。</p> <p>※ 身体拘束薬の使用回数については、改訂算定基準は、改訂算定日より1日未満とする。</p> <p>※ 看護支援体制加算(イ)については、改訂算定基準は、改訂算定日より1日未満とする。また、改訂算定日より1日未満の稼働日については、改訂算定日より1日未満の稼働日として算定する。</p> <p>※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等実費加算については、令和5年5月31日まで算定される。</p>													

6 地域居型特定期間投入者生活介護費

基本部分	単位・介護職員員数が基準に満たない場合	定額	定額		定額		定額		定額		定額		定額	定額	定額	
			1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき				
イ 地域居型特定期間投入者生活介護費(1日につき)	要介護1 (450 単位)	70,100	-10,100	-3,100	1日につき +3単位	1日につき +2単位	1月につき +30単位 (3月1日現在)	1月につき +20単位 ※付加料・個別指導費・個別指導費等 ※付加料・個別指導費等	1日につき +12単位	1月につき +120単位	1日につき +40単位	1月につき +400単位	1日につき +120単位	1月につき +1,200単位	1日につき +120単位	
	要介護2 (420 単位)															
	要介護3 (390 単位)															
	要介護4 (360 単位)															
	要介護5 (330 単位)															
ロ 短期利用地域居型特定期間投入者生活介護費(1日につき)																
ハ 巡回・巡回指導費(介護認定者以外)																
ニ 療育的介護加算(介護認定者以外)																
ヘ 認知症専門ケア加算(介護認定者以外)																
ホ 知的介護加算(介護認定者以外)																
ヘ サービス提供体制強化加算																
コ 介護職員処遇改善加算																
カ 介護職員等特別定額給付金加算																
キ 介護職員一時的手当加算																

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注
			登録者が定員数を超える場合	従業員が基準を満たさない場合	身体障害者手帳の取得が完了していない場合	高齢者生活自立支援事業の認定が完了していない場合	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護費に算入される場合	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護費に算入される場合	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護費に算入される場合
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (2,450 単位)	×70/100	×70/100	=1/100	=1/100	×70/100	+15/100	+10/100
		要支援2 (5,972 単位)							
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,105 単位)							
		要支援2 (6,281 単位)							
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 (421 単位)								
	要支援2 (531 単位)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日限を限度))									
ホ 若年性認知症患者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 450単位を加算)									
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)									
ト 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)									
ト 生活機能向上連携加算 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)									
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)									
2-1 生活機能向上連携体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)									
2-2 生活機能向上連携体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)									
2-3 サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)							
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)							
2-4 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)									
2-4 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)									
2-4 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)									
2-5 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)									
2-5 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)									
2-6 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×17/1000)									

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体障害者手帳の取得が完了していない場合は令和7年4月1日から算出する。

※ 高齢者生活自立支援事業の認定が完了していない場合は、現金給付の支給及び住民生活の向上のための出針の整備及び(非営利)に認定された計画的認定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間限り、ない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日数を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (768 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日数を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (771 単位)											

注 入院時費用
利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

△ 初級加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)	
△ 認知症対応型加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位を加算)	
△ 遠程時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))	
△ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
△ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1日につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1日につき 120単位を加算)	
△ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)	
△ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)	
△ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を1回以上行っている場合
△ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))	
△ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)	
△ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1日につき 5単位を加算)	
△ 常時感染対策実施加算	(1日に1回、連続する5日を限度として、240単位を加算)	
△ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)	
△ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
△ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
△ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
△ 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき +所定単位×23/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分給限度基準額に含まれる。
 ※ 身体拘束禁止未実施加算については、0を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務時間外緊急対応加算については、高齢者の手洗及び安心入浴の取組のための指針の整備及び企業等に関する業務的取組の推進等を行っている場合は、令和7年4月1日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。